

|         |          |
|---------|----------|
| 議 会 資 料 | 議案第 29 号 |
| 水道総務課   |          |

志摩市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

### 1. 条例を改正する理由

水道事業の国の所管は、令和6年4月1日より国土交通省及び環境省に移管され、同日付で関連する法令は改正されておりますが、資格要件に関する法令だけが令和7年4月1日施行となっていることを受け、本条例を改正するものです。

### 2. 改正する条例の要点

志摩市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改正します。

なお、施行は令和7年4月1日からです。

### 3. 改正による効果等

上位法令との整合性がとれます。

志摩市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成24年志摩市条例第47号)新旧対照表

| 現行   | 改正後（案）   |
|--|--|
| <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p> | <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p> |